

練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 } 第11条 } 省略 (結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第58条の規定による負担において医療(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。))<u>第1条第3号</u>に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であつて、<u>支援法施行令第35条第1項第3号</u>または<u>第4号</u>に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、つぎに定めるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、<u>支援法施行令第35条第1項第3号</u>または<u>第4号</u>に規定する額を限度とする。</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>第13条 } 第15条の3 } 省略 (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課</p>	<p>第1条 } 第11条 } 同左 (結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 同左</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第58条の規定による負担において医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。))<u>第1条の2第3号</u>に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であつて、<u>障害者総合支援法施行令第35条第1項第3号</u>または<u>第4号</u>に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、<u>障害者総合支援法施行令第35条第1項第3号</u>または<u>第4号</u>に規定する額を限度とする。</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>第13条 } 第15条の3 } 同左 (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 同左</p>

額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の6.28 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき30,000円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の5 }
第15条の11 } 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.23 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,200円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日におけ

- (1) 所得割 100分の6.02 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき30,600円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の5 }
第15条の11 } 同左

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 同左

- (1) 所得割 100分の2.34 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,800円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の初日におけ

る一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13 }
第16条の3 } 省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.55(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき14,100円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

第16条の5 }
第19条 } 省略

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、

る一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13 }
第16条の3 } 同左

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 同左

- (1) 所得割 100分の1.76(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,000円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

第16条の5 }
第19条 } 同左

(保険料の減額)

第19条の2 同左

それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が120,000円を超える場合には、120,000円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引

額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 21,000円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,140円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,870円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、245,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割

に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 21,420円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,560円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,500円

(2) 同左

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割

額 被保険者 1 人について 15,000
円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る
被保険者均等割額 被保険者 1 人
について 5,100円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者
均等割額 被保険者 1 人について
7,050円

(3) 第 1 号に規定する総所得金額および
山林所得金額ならびに他の所得と区分
して計算される所得の金額の合算額
が、地方税法第314条の 2 第 2 項に規定
する金額に、350,000円に当該年度の保
険料賦課期日（賦課期日後に保険料の
納付義務が発生した場合には、その発
生した日とする。）現在においてその
世帯に属する被保険者の数と特定同一
世帯所属者の数の合計数を乗じて得た
額を加算した金額を超えない世帯に係
る保険料の納付義務者であって前 2 号
に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割
額 被保険者 1 人について 6,000
円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る
被保険者均等割額 被保険者 1 人
について 2,040円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者
均等割額 被保険者 1 人について
2,820円

第19条の 3 }
第29条 } 省略

付 則

第 1 条 }
第 3 条 } 省略

額 被保険者 1 人について 15,300
円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る
被保険者均等割額 被保険者 1 人
について 5,400円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者
均等割額 被保険者 1 人について
7,500円

(3) 同左

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割
額 被保険者 1 人について 6,120
円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る
被保険者均等割額 被保険者 1 人
について 2,160円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者
均等割額 被保険者 1 人について
3,000円

第19条の 3 }
第29条 } 同左

付 則

第 1 条 }
第 3 条 } 同左

(平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第4条 平成22年度から平成25年度までの各年度における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額および同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

第5条 省略

第6条 省略

(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第4条 平成22年度から平成26年度までの各年度における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額および同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

第5条 同左

第6条 同左

(平成25年度および平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第7条 平成25年度および平成26年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14および第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税および特別区民税（同法の規定による道府県民税および市町村民税を含むものとし、同法第50条の2および同法第328条の規定によって課する所得割の額ならびに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額および株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税および特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等からつぎの各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するも

のとする。

(1) 平成25年度 平成24年の所得に係る
基礎控除後の総所得金額等の100分の
50に相当する金額

(2) 平成26年度 平成25年の所得に係る
基礎控除後の総所得金額等の100分の
25に相当する金額

2 世帯主または当該世帯に属する被保険
者が特例対象被保険者等であって、当該
者の賦課期日の属する年の前年の所得に
係る基礎控除後の総所得金額等に所得税
法第28条第1項に規定する給与所得が含
まれているときは、当該給与所得につい
ては、同条第2項の規定によって計算し
た金額の100分の30に相当する金額を当
該者の給与所得として前項の規定を適用
する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施
行する。ただし、付則第4条の改正規定
は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区国民健
康保険条例第15条の4、第15条の12、第
16条の4、第19条の2および付則第7条
の規定は、平成25年度分の保険料から適
用し、平成24年度分までの保険料につい
ては、なお従前の例による。